

元国際第169号

関税割当公表第EU7号

令和元年度の経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定
に基づくぶどう糖及び果糖の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU協定」という。）に基づく割当ての対象となるぶどう糖及び果糖（以下、「ぶどう糖及び果糖」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和元年6月25日

農林水産省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品（170230210、170230221、170230229、170240210、170240220、170260210、170260220、170290529）

ぶどう糖及び果糖（日EU協定附属書2－A第3編第B節14に掲げるTRQ－13のぶどう糖及び果糖であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1702.30号の2の（1）及び（2）、第1702.40号の2、第1702.60号の2及び第1702.90号の5の（2）のBの（C）に掲げる物品。）

- 2 割当数量 2,136トン

- 3 通関期限 令和2年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省政策統括官付地域作物課（以下「受付担当課」という。）

第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間（行政機関の休日を除く。）

(1) 令和元年7月23日（火）から同年7月29日（月）まで

(2) 令和元年11月19日（火）から同年11月25日（月）まで

ただし、これらの期間にあっては、それ以前の期間に行われた申請に対する配分において生じた残量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後4時までに返納された関税割当証明書における残存数量の合計が1トン以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

なお、各期間における配分の実施の有無及び実施する場合の配分可能数量（上限）は、各期間の開始日の2週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日。）の午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）（<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/kansho/kanwari/index.html>）において公表する。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

ぶどう糖及び果糖の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人若しくはこれらの者を構成員とする団体又はこれらの事業を行うことが確実と認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、法人格を有さない団体においては団体規約の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売又は輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 関税割当申請書類表（別記様式1）

- 2 平成30年度及び令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間をいう。以下同じ。）のぶどう糖及び果糖の輸入通関実績及び計画（別記様式2）
- 3 平成30年度及び令和元年度のぶどう糖及び果糖の販売（使用）実績及び計画（別記様式3）
- 4 割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書等、売買契約書（写）等）
- 5 割当対象物品を輸入後販売する場合
販売予定先の購入意思を証明する書類（申請者及び販売予定事業者が押印し、販売予定期間、販売予定数量の記載があるものに限る。）
- 6 法人の登記事項証明書（原本）（法人格を有さない団体にあつては団体規約の写し、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

なお、受付担当課への提出に当たっては、上から①1の別記様式1、②関税割当申請書、③2から6までに掲げる添付書類の順に揃えて提出するものとする。

ただし、前年度において受付担当課に関税割当申請書を提出した者であつて、申請時点において、6の書類の内容に変更のないものについては、6の書類の添付を必要としない。また、令和元年度に2件又は2期以上受付担当課に関税割当申請書を提出する場合であつて、6の書類の内容に変更のない場合においては、2件目以降は6の書類の添付を必要としない。

第7 割当基準

1 第4の1の(1)及び(2)に掲げる各期間

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、第4の1の(1)に掲げる期間における申請数量は、500トン又は輸入計画数量（令和元年8月初日から令和2年3月末日までの間）若しくは配分可能数量のいずれか少ない数量を上限とするが、(2)に掲げる期間における1申請者

当たりの申請数量については、輸入計画数量（令和元年12月初日から令和2年3月末日までの間）かつ配分可能数量の範囲内であれば上限を設けない。

(1) 申請数量の総計が配分可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が配分可能数量を超える場合

各申請者の申請順に配分可能数量に達するまで申請数量を割り当てる。

なお、配分可能数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に配分可能数量の残数量を割り当てる。

ただし、申請期間内に申請した者は同着とみなし、別途抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。抽選の実施については、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請にあっては令和元年8月1日（木）午後2時まで、第4の1の(2)に掲げる期間に行われた申請にあっては申請にあっては令和元年11月28日（木）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

第8 配分結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、原則として各期間の最終日の翌日から起算して15日目に当たる日（行政機関の休日は算入しない。）までに交付するものとする。

なお、第4の1に掲げる期間に行われた申請に対する配分結果は、関税割当証明書の交付の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者ごとに配分された数量を連絡するものとする。

2 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税

割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類)をしたとき。

第9 公表

1 次に掲げる事項を当省ウェブサイト((5)に掲げる事項については、経済産業公報及びビジネス短信を含む。)において定期的に公表する。

(1) 配分された数量

(2) 返納された数量

(3) 消化(割当)率(第1の2に掲げる割当数量に対する配分された数量)

(4) 再配分に供する数量

(5) 配分を受けた者の氏名又は名称及び住所

2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報(「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

第10 報告等

1 ぶどう糖及び果糖の割当てを受けた者は、関税割当証明書の割当年月日に記載されている月分から各月の輸入の有無に関わらず、翌月の15日までに次に掲げる書類を受付担当課に毎月提出するものとする。

(1) TRQ-13 ぶどう糖及び果糖の輸入通関及び販売等の実績報告書(別記様式4)

(2) 割当対象物品に係る輸入・販売に関する売買契約書等の写し

なお、売買契約書等の写しは、当該契約に基づき輸入・販売が開始された月のみ提出するものとする。

2 割当てを受けて輸入した物品については、必要に応じその使用・販売状況等の調査を行うこととする。

3 割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が受付担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当て数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 5 令和元年度に配分を受けた者のうち、同年度に配分を受けた全ての関税割当証明書によって確認された輸入通関数量の合計から算出される消化率^{（注）}が9割未満の者は、翌々年度においては、申請数量の合計は前々年度の輸入通関数量を限度とする。

ただし、令和元年10月29日（火）午後4時までに返納された関税割当証明書の残存数量は、消化率計算の対象としない。

(注) 元年度に配分を受けた全ての関税割当証明書によって確認された輸入通関数量の合計
消化率＝
$$\frac{\text{元年度に配分を受けた全ての関税割当証明書によって確認された輸入通関数量の合計}}{\text{元年度に配分を受けた全ての関税割当証明書における割当数量の合計}}$$

6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

附 則

改正前の関税割当公表に基づき、平成31年4月1日に交付された関税割当
証明書に係る第10の取扱いについては、なお従前の例によることができる。

(別記様式)

農林水産省のホームページに掲載

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4/eu2019/eu2019kohyo.html>)